



ひと、暮らし、  
みらいのために  
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和2年12月25日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室  
室長 井上 一英  
室長補佐 倉茂 美砂子  
TEL : 025-288-3504

## 12月に新潟県特定最低賃金が発効

新潟県特定最低賃金について、「新潟県各種商品小売業」を除く2業種の特定最低賃金が本年12月に改正発効します。


なお、改正後の新潟県の各種最低賃金は、別添リーフレットのとおりととなります。

### ○新潟県特定最低賃金の改正内容

特定最低賃金の件名	改定後の時間額	改定前の時間額	引上額額 (引上率)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円	908円	2円 (0.2%)	令和2年 12月30日
※ 各種商品小売業	— (現行どおり)	842円	0円	令和元年 12月31日
自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	920円	919円	1円 (0.1%)	令和2年 12月18日

※「各種商品小売業最低賃金」は、今年度の改定はなく、令和元年12月31日より引き続き842円となっております。

# 新潟県の最低賃金

新潟県最低賃金	適用の範囲	効力発生 年月日
 <p>新潟県最低賃金 パート・アルバイト・バイト 時間額 <b>831</b>円 効力発生年月日 令和2年10月1日 長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG・Webビジネス科 蓮池 佳音さん作</p>	<p>新潟県内の事業場で働く すべての労働者に適用</p> <p>(パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 どのような雇用形態の方も含まれます。 また、下記の特定最低賃金が適用除外 となる方も含まれます。！)</p>	<p>2. 10/1</p>

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生 年月日
<p>電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業</p> <p>(電球製造業及び 電気計測器製造業を除く)</p>	<p>時間額</p> <p>円</p> <p><b>910</b></p>	<p>1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、 情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の 組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、 曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、 取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬(動力によるものを除く。)、用務員、賄いの業務</p>	<p>2. 12/30</p>
<p>各種商品小売業</p> <p>(衣食住にわたる商品を小売 する百貨店、総合スーパー等)</p>	<p>時間額</p> <p>円</p> <p><b>842</b></p>	<p>1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者</p>	<p>元. 12/31</p>
<p>自動車(新車)、 自動車部分品・ 附属品小売業</p>	<p>時間額</p> <p>円</p> <p><b>920</b></p>	<p>1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者</p>	<p>2. 12/18</p>

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。

また、次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- ④ 精皆動手当、通勤手当、家族手当

※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。

・賃金引き上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署まで

(TEL 025-288-3504)

